

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険条例に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等を定め、保険料等についても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率等を算定している。

この度、国から示された諸係数等及び1月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえ、共通基準の基準保険料率等を見直し、これに基づき平成31年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

ア 平成31年度の保険料率等については、基準保険料率等によることとした。

イ 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めている。

平成31年度は、納付金分の95%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

ウ 賦課割合については、制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における平成31年度の賦課割合は58：42となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割58：均等割42（平成30年度と同割合）とする。

エ 介護納付金分の賦課割合については、段階的に58：42に移行することとし、平成31年度は、均等割を据え置く割合54：46とする。

(3) 改定内容

別紙1のとおり

(4) 参考資料

ア 平成 31 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙 2）

イ 特別区国保における保険料率等の推移（別紙 3）

ウ 平成 31 年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙 4）

エ 確定係数により都が示す文京区の算定結果について（別紙 5）

(5) 実施日

平成 31 年 4 月 1 日

2 国による国民健康保険制度の改正について

(1) 趣旨

平成 31 年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し等を行う。

(2) 改定内容等

別紙 6 のとおり

3 今後のスケジュール

平成 31 年 3 月 14 日 厚生委員会にて報告・文京区国民健康保険条例の一部改正の議案審査（予定）

平成31年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕30年度
根 拠	基礎分	特別区国保事業の調整に関する共通基準		同 左
	後期高齢者 支援金分			同 左
	介護分			同 左
賦 課 割 合	基礎分	各区において基準保険料 率から逆算した所得割と 均等割の割合	所得割 62 均等割 38	所得割 63 均等割 37
	後期高齢者 支援金分		所得割 62 均等割 38	所得割 63 均等割 37
	介護分	各区において均等割から 逆算した所得割との割合	所得割 54 均等割 46	所得割 53 均等割 47
賦 課 限 度 額	基礎分	61万円		58万円
	後期高齢者 支援金分	19万円		同左
	介護分	16万円		同左
保 険 料 率	基礎分	所得割料率 7.25/100 均等割額 39,900円		7.32/100 39,000円
	後期高齢者 支援金分	所得割料率 2.24/100 均等割額 12,300円		2.22/100 12,000円
	介護分	所得割料率 1.41/100 (各区で算定する率) 均等割額 15,600円		1.33/100 同左
条 例 減 額 (減額する額)	基礎分	7割減額	27,930円	7割減額 27,300円
		5割減額	19,950円	5割減額 19,500円
		2割減額	7,980円	2割減額 7,800円
	後期高齢者 支援金分	7割減額	8,610円	7割減額 8,400円
		5割減額	6,150円	5割減額 6,000円
		2割減額	2,460円	2割減額 2,400円
	介護分	7割減額	10,920円	7割減額 同左
		5割減額	7,800円	5割減額 同左
		2割減額	3,120円	2割減額 同左

平成 31 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

平成 31 年度特別区国民健康保険基準保険料率は、国から示された諸係数等及び 1 月に東京都が確定係数に基づき示した納付金及び標準保険料率等を踏まえて算定を行い、31 年 2 月の特別区長会で報告し了承を得たところである。

1 平成 31 年度基準保険料率算定における基本的な考え方 (31 年 2 月特別区長会了承事項)

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成 30 年度は、そのうち納付金分を 94%として算定し、以後、6 年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則 1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成 29 年度区長会において定めている。

平成 31 年度は、納付金分の 95%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の解消又は縮減に向け取り組んでいく。

（特別区の激変緩和措置額：医療分 約 109 億円、支援金分 約 33 億円、介護分 約 13 億円）

【賦課割合】

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における平成 31 年度の賦課割合は 58 : 42 となるため、基礎分・後期支援金分については、原則どおり所得割 58 : 均等割 42（平成 30 年度と同割合）とする。

ただし、介護納付金分については、段階的に 58 : 42 に移行することとし、平成 31 年度は、均等割額を据え置く割合 54 : 46 とする。

2 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は2,031,461人と見込む。〔前年度比119,267人(5.55%)の減〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。
医療分 207,296,626千円〔前年度比4,830,534千円(2.28%)の減〕
後期高齢者支援金分 63,470,541千円〔前年度比1,297,360千円(2.00%)の減〕
介護納付金分 24,874,547千円〔前年度比792,314千円(3.09%)の減〕
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約155億円と見込む。
- ④ 賦課総額については、以下のとおりである。
医療分 194,286,935千円〔前年度比6,347,279千円(3.16%)の減〕
後期高齢者支援金分 59,997,123千円〔前年度比1,730,288千円(2.80%)の減〕
介護納付金分 23,683,470千円〔前年度比900,113千円(3.66%)の減〕
- ⑤ 被保険者1人当たりの旧ただし書所得は、前年度までの保険料算定時に採用した所得額伸び率の見込みから、0.5%増を見込んだ。

3 平成31年度基準保険料率(31年2月特別区長会了承事項)

- ① 基礎分・後期高齢者支援金分
 - (1) 1人当たり保険料 125,174円〔前年度比3,186円(2.61%)増〕
 - (2) 所得割率 9.49%〔前年度比0.05ポイント減〕
 - (3) 均等割額 52,200円〔前年度比1,200円(2.35%)増〕
 - (4) 賦課限度額 80万円〔基礎分61万円(前年度比3万円(5.17%)増、支援金分19万円(前年度と同額))〕
- ② 介護納付金分
 - (1) 均等割額 15,600円〔前年度と同額〕
 - (2) 賦課限度額 16万円〔前年度と同額〕

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成31年度(案)		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		
賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42		
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	
保 險 料 率 等	所得割率	9.49%		9.54%		9.43%		8.88%		8.43%		
	基礎分	支援金分	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%	6.45%	1.98%
	均等割額		52,200円		51,000円		49,500円		46,200円		44,700円	
	基礎分	支援金分	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円	33,900円	10,800円
	賦課限度額		800,000円		770,000円		730,000円		730,000円		690,000円	
	基礎分	支援金分	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円	520,000円	170,000円
1人当たり保険料		125,174円		121,988円		118,441円		111,189円		106,545円		
基礎分	支援金分	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円	81,103円	25,442円	
※ 1人当たり保険料 前年度との比較	金額	3,186円		3,547円		7,252円		4,644円		3,442円 (3,044円)		
	率	+2.61%		+2.99%		+6.52%		+4.36%		+3.34% (+2.94%)		

※ () 内は、減額措置実施前の1人当たり保険料の前年度との差。

【介護納付金分】

		平成31年度(案)		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
賦課割合		54:46		53:47		50:50		50:50		50:50	
(所得割:均等割)											
保 險 料 率 等	均等割額	15,600円		15,600円		15,600円		14,700円		14,700円	
	賦課限度額	160,000円		160,000円		160,000円		160,000円		160,000円	
1人当たり保険料		33,550円		32,885円		30,986円		29,487円		29,377円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	665円		1,899円		1,499円		110円		-1,377円	
	率	+2.02%		+6.13%		+5.08%		+0.37%		-4.48%	

保険料率等 (旧ただし書方式)	31年度 基準保険料率(最終案)			30年度 基準保険料
	(内訳)			
	58:42	58:42	58:42	58:42
	医療+支援分	医療分	支援金分	医療+支援分
所得割率	9.49%	7.25%	2.24%	9.54%
均等割額	52,200	39,900	12,300	51,000
1人当たり保険料額	125,174	95,640	29,534	121,988
賦課限度額	800,000	610,000	190,000	770,000

特別区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)		15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
31年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,603	139,503	217,795	297,511	378,176	458,841	542,353
		均等割分	15,660	15,660	41,760	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200
	保険料(b)(医療+支援)	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	360	360	725	465	52	-368	-793	-1,218	-1,658	
	対前年度比[b]/[a]	1.024	1.024	1.008	1.002	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997	

均等割軽減 ⑦:-36,540 ⑦:-36,540 ②:-10,440

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)		30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
31年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	0	44,603	139,503	217,795	297,511	378,176	458,841	542,353
		均等割分	31,320	31,320	52,200	104,400	104,400	104,400	104,400	104,400	104,400
	保険料(b)(医療+支援)	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	720	720	965	1,665	1,252	832	407	-18	-458	
	対前年度比[b]/[a]	1.024	1.024	1.010	1.007	1.004	1.002	1.001	1.000	0.999	

均等割軽減 ⑦:-73,080 ⑦:-73,080 ⑤:-52,200

③給与と所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)		15,300	27,408	135,906	202,686	273,282	349,602	425,922	506,058	591,918	677,778
31年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,898	84,461	150,891	221,117	297,037	372,957	452,673	538,083
		均等割分	15,660	26,100	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200	52,200
	保険料(b)(医療+支援)	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	360	590	755	405	35	-365	-765	-1,185	-1,635	
	対前年度比[b]/[a]	1.024	1.022	1.006	1.002	1.000	0.999	0.998	0.998	0.997	

均等割軽減 ⑦:-36,540 ⑤:-26,100

④給与と所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)		30,600	52,908	166,506	253,686	324,282	400,602	476,922	557,058	642,918	728,778
31年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,898	84,461	150,891	221,117	297,037	372,957	452,673	538,083
		均等割分	31,320	52,200	83,520	104,400	104,400	104,400	104,400	104,400	104,400
	保険料(b)(医療+支援)	31,320	54,098	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	720	1,190	1,475	1,605	1,235	835	435	15	-435	
	対前年度比[b]/[a]	1.024	1.022	1.009	1.006	1.004	1.002	1.001	1.000	0.999	

均等割軽減 ⑦:-73,080 ⑤:-52,200 ②:-20,880

⑤給与と所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)		45,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	781,854
31年度	保険料 (医療+支援)	所得割分	0	1,898	84,461	150,891	221,117	297,037	372,957	452,673	538,083
		均等割分	46,980	78,300	125,280	156,600	156,600	156,600	156,600	156,600	156,600
	保険料(b)(医療+支援)	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	
	前年度保険料との比較 [b]-[a]	1,080	1,790	2,435	2,805	2,435	2,035	1,635	1,215	765	
	対前年度比[b]/[a]	1.024	1.023	1.012	1.009	1.006	1.005	1.003	1.002	1.001	

均等割軽減 ⑦:-109,620 ⑤:-78,300 ②:-31,320

確定係数により都が示す文京区の算定結果について

別紙5

1 納付金額の比較

単位:円

		医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
		一般被保険者分	一般被保険者分		
平成30年度確定係数		4,732,199,805 (108,081)	1,521,613,889 (34,753)	583,414,399 (38,632)	6,837,228,093 (181,466)
平成31年度確定係数		4,783,623,893 (111,759)	1,540,820,121 (35,998)	582,368,057 (39,706)	6,906,812,071 (187,463)
前年度との差	金額	51,424,088 (3,678)	19,206,232 (1,245)	▲ 1,046,342 (1,074)	69,583,978 (5,997)
	率	1.09% (3.40%)	1.26% (3.58%)	▲0.18% (2.78%)	1.02% (3.30%)

※()内は、1人当たりの数値

2 一人当たり保険料額(激変緩和措置後)の比較

単位:円

		医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
		一般被保険者分	一般被保険者分		
平成30年度確定係数		97,232	31,190	34,415	162,837
平成31年度確定係数		99,863	32,121	35,159	167,143
前年度との差	金額	2,631	931	744	4,306
	率	2.71%	2.98%	2.16%	2.64%

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した数値であり、実際の保険料とは異なる

3 標準保険料率の比較

	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
平成30年度確定係数	7.53	42,796	2.41	13,638	2.04	15,215
平成31年度確定係数	7.42	42,915	2.40	13,731	2.06	15,328
前年度との差	▲ 0.11	119	▲ 0.01	93	0.02	113
		0.28%		0.68%		0.74%

※上記数値は、都内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料の標準的な水準を示したものであり、実際の保険料率とは異なる

国による国民健康保険制度の改正について

平成 31 年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 1 日に施行される（平成 31 年 1 月 25 日公布）。

そのため、改正政令の内容に合わせて、条例改正等の手続きを行う。

1 改正内容

(1) 基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 61 万円（現行：58 万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 28 万円（現行：27.5 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 51 万円（現行：50 万円）に引き上げる。

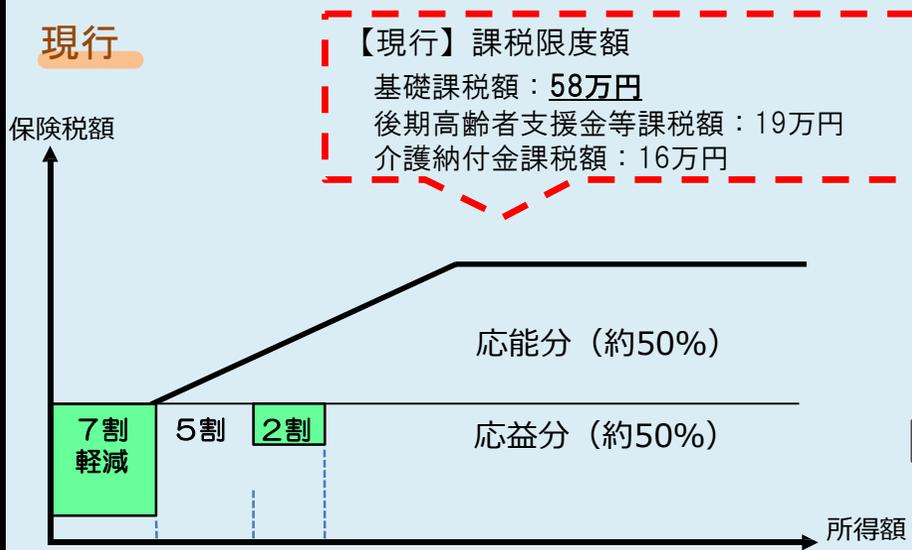
(3) 高額療養費制度等における非自発的失業者の所得判定基準についての見直し

高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、(2)②に準じて行う。

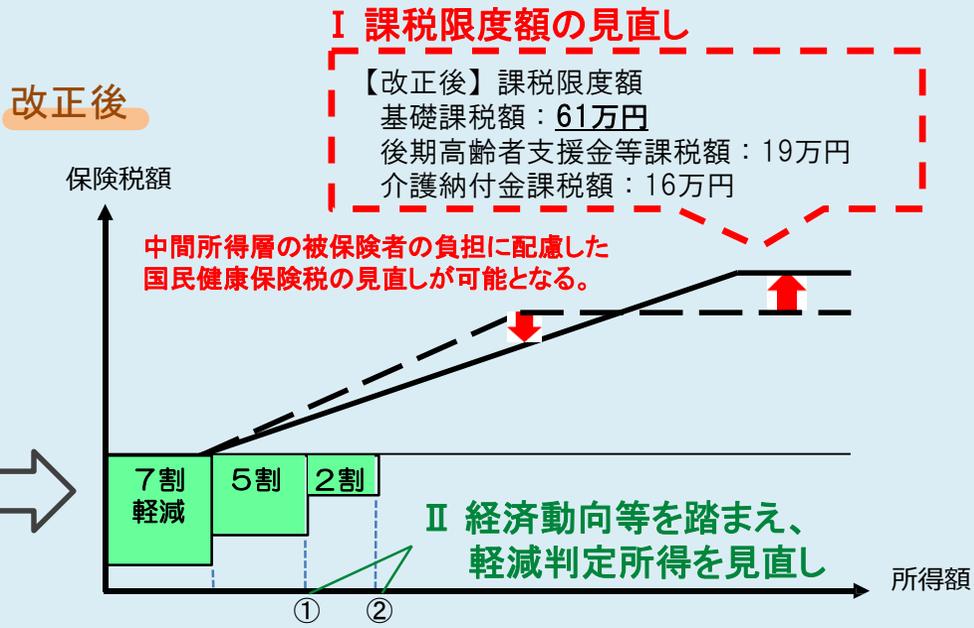
1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円（現行：27.5万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円（現行：50万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27.5万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋50万円×(被保険者数＊)



【改正後】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28万円×(被保険者数＊)
2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋51万円×(被保険者数＊)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。